

鳥取市大型空き店舗入居促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市大型空き店舗入居促進補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、営業を行うことを目的に大型空き店舗に入居する者に対し補助することにより、中心市街地における空き店舗の解消及び商業の活性化を促進し、もって本市の商業の振興を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 鳥取市中心市街地活性化基本計画において定める中心市街地の区域をいう。
- (2) 大型空き店舗 次のアからオまでのいずれにも該当するものをいう。
 - ア 賃貸物件であり、過去に事業の用に供されていたもの
 - イ 空いている部分の延べ床面積が165m²以上であるもの
 - ウ 1階部分が空いているもの
 - エ 中心市街地にあるもの
 - オ 営業を行うことを目的に賃貸契約を行う賃貸人（以下「テナント」という。）が決まっていない状態の店舗で、中心市街地の活性化に関する法律（平成18年法律第54号）第15条第1項の規定に基づく鳥取市中心市街地活性化協議会（以下「中活協」という。）が空き店舗として確認しているもの
- (3) 商店街 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき組織された団体、事業協同組合及び任意の商店会をいう。
- (4) まちづくり会社 地域振興等のために設立される公共性の高い会社をいう。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、商店街、まちづくり会社、テナントその他市長が特に認める者であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) テナントとして行う業種が小売業、飲食業、サービス業又は市長が適当と認める事業であり、当該事業の継続性が見込まれるものであること。
- (2) 商店街又は中活協と事前に十分協議をし、大型空き店舗に入居するものであること。
- (3) 商店街又は中活協と連携し、中心市街地のまちづくりに積極的に協力するものであるこ

と。

(4) 次に掲げる市税等の滞納がない者とする。

- ア 市税
- イ 国民健康保険料
- ウ 後期高齢者医療保険料
- エ 介護保険料
- オ 保育所保育料
- カ 下水道使用料
- キ 下水道受益者負担金

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、補助対象者となることはできない。

- (1) 中心市街地の店舗から大型空き店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としたもの
- (2) 店舗の主たる営業時間が夜間（午後5時から翌日の午前9時までをいう。）のみのもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業を行おうとするもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める営業を行うもの

(補助対象事業及び補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者がテナントとして営業を行う事業（以下「補助対象事業」という。）とし、本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者がテナントとして営業を行う事業の実施に要する経費のうち、補助事業の実施期間内において支出した店舗賃借料（共益費及び駐車場代を除くものとし、6ヶ月を上限とする。）、店舗改装費及び広告宣伝費とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額に4分の3を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 本補助金は、300万円を限度額とする。

(補助対象者の指定)

第7条 市長は、補助対象事業が複数年度にわたると認められるときは、第4条に掲げる者を、補助金を交付することのできる者として指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、補助対象事業に着手する前に、次に掲げる書面を添付のうえ、補助対象者指定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 協議確認書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 市税等納付状況確認同意書（様式第4号）

- 3 市長は、前項の申請書を受理したときは、別に定める審査会を開会し、その審査により前2項の規定に基づく指定（以下「指定」という。）を決定し、補助対象者指定通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 4 指定を受けた者は、第10条に規定する交付の申請前に補助対象事業に着手することができる。

（指定辞退の届出等）

第8条 指定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、補助対象者指定辞退届（様式第6号）を補助対象指定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 前条第1項に掲げる要件を満たさなくなることが明らかになったとき（前号に該当する場合を除く。）。

- 2 市長は、前項の規定による補助対象者指定辞退届の提出があったときは、指定を取り消し、指定を受けた者に対し、その旨を通知するものとする。

（指定の取消）

第9条 市長は、前条第2項に定めるもののほか、補助対象事業について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定の決定を取り消すことができる。

- (1) 第7条第2項の規定に基づく申請が虚偽であったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定を受けた者が法令等に違反したとき又は市長の指示に従わなかつたとき。
- (3) 天災地変その他補助金等の指定の決定後に生じた事情により、補助対象事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金等の指定の決定を取り消したときは、指定を受けた者に対し、その旨を通知するものとする。

（交付申請）

第10条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、別に定める審査会を開会し、その審査により交付を決定する。
- 3 指定を受けた者は、その指定の日から起算して1年を経過した日の属する年度において速やかに、補助対象指定通知書の写しを添えて、申請書を提出しなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する指定を受けた者が提出する申請書を受理した場合において、その内容の変更がないときは、第2項の規定にかかわらず、審査会の開会を要しない。
- 5 規則第4条の申請書に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。ただし、指定を受けた者で、内容の変更がない場合は不要とする。

- (1) 様式第2号
- (2) 様式第3号
- (3) 様式第4号

(着手届を要しない場合)

第11条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第12条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(実績報告の時期等)

第13条 規則第12条に定める実績報告は、対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から起算して30日を経過する日と本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の実績報告に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 実績報告書（様式第7号）
 - (2) 収支決算書（様式第8号）

(営業の継続)

第14条 本補助金の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5年間は、本補助金の交付に係る事業を継続して営まなければならない。

- 2 前項に定める期間内に当該事業を休止し、廃止（倒産の場合を除く。）し、又は著しくその内容を変更しようとするときは、市長及び商店街と事前に協議し、同意を得なければならぬ。

(財産の処分制限)

第15条 規則第16条ただし書の市長が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産にあっては市長が別に定める期間とする。）とする。

- 2 規則第16条第4号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの。

(収益納付)

- 第16条 本補助金の交付を受けた者（以下「対象事業者」という。）は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分により、自ら収入のあったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、対象事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

- 第17条 対象事業者は、補助対象事業により取得した財産について、処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳及びその他関係書類を整備し、及び保管しなければならない。

(雑則)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年　月　日

鳥取市長 様

申請者 住 所
氏 名

補助対象者指定申請書

鳥取市大型空き店舗入居促進補助金交付要綱第7条の規定による補助対象者の指定を受けた
いので、同条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請予定額 金 円

2. 事業の内容

- (1) 名 称
- (2) 所在地

3. 補助事業の実施予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

様式第2号（第7条関係）

鳥取市長 様

申請者 住所
氏名

協議確認書

このことについて、商店街振興組合及び鳥取市中心市街地活性化協議会から、下記のとおり確認を受けましたので、提出します。

また、商店街振興組合及び中心市街地活性化協議会と連携し、中心市街地のまちづくりに積極的に協力します。

記

商店街振興組合は、鳥取市大型空き店舗入居促進補助金の申請者と、当該補助申請にあたり、事前に十分協議を行っていることを証します。

商店街振興組合

理事長

印

（自署の場合は押印不要）

鳥取市中心市街地活性化協議会は、鳥取市大型空き店舗入居促進補助金の申請者と、当該補助申請にあたり、事前に十分協議を行っていることを証します。

また、申請者が入居するテナントは、空き物件であることを確認しています。

鳥取市中心市街地活性化協議会

事務局長

印

（自署の場合は押印不要）

様式第3号（第7条関係）

事 業 計 画 書

事業内容			
業種 (日本標準産業分類)			
従業員数 (経営者本人含む)			
当該事業に 関する経験・略歴			
	第一期 (/ ~ /)	第二期 (/ ~ /)	第三期 (/ ~ /)
事業の売上 ・利益計画	売上額 (①)		
	売上原価 (②)		
	粗利益 (③=①-②)		
	経費(人件費・広告宣伝費等)(④)		
	営業利益 (⑤=③-④)		
	営業外損益 (⑥)		
	経常利益 (⑦=⑤+⑥)		
	法人税等 (⑧)		
	当期利益 (⑨=⑦-⑧)		
対象顧客及び 市場規模			
予定客単価と 客 数	①予定客1人当たりの客単価 ②予定客数（1日当たり）		
	〔資金需要〕		
	第一期	第二期	第三期
事業の資金計画 (資金需要、資金調 達)	①設備投資		
	②その他		
	合 計		
	〔資金調達〕		
	第一期	第二期	第三期
	①自己資金		
	②借り入れ		
	③補助金 その他		
	合 計		
今後の事業 展開予定			
その他特記事項			

様式第4号（第7条関係）

年　月　日

鳥取市長様

申請者　住所

氏名

印

（自署の場合は押印不要）

生年月日　年　月　日生

市税等納付状況確認同意書

私は、鳥取市大型空き店舗入居促進補助金の交付申請に伴い、私の市税等（市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金）の納付状況について、鳥取市が確認することに同意します。

様式第5号（第7条関係）

年　月　日

様

鳥取市長

補助対象者指定通知書

年　月　日付けで申請のあったことについては、鳥取市大型空き店舗入居促進補助金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり補助対象企業として指定したので、同条第3項の規定により通知します。

記

1 補助対象事業の内容

2 補助金等交付申請期限

年度において速やかに

様式第6号（第8条関係）

年　月　日

鳥取市長 様

申請者 住所
氏名

補助対象者指定辞退届

年　月　日付け 第　　号で通知のあった補助対象者指定について、下記の理由により指定を辞退しますので届け出ます。

記

1 辞退の理由

2 添付書類

補助対象者指定通知書の写し

様式第7号（第14条関係）

補助事業実績報告書

1 補助事業者の概要

名 称	
代 表 者	
所 在 地	

2 事業の概要

事 業 内 容	
事 業 効 果	
実 施 時 期 及 び 日 程	

様式第8号（第14条関係）

収支決算書

申請者名：

1 収入の部

(単位：円)

科目	金額	適用
補助金		
自己資金		
計	円	

2 支出の部

(単位：円)

科目	金額	適用
計	円	